

放課後児童会におけるおやつの提供について

1. おやつの提供について

本市では、放課後児童会に入会する児童の栄養面、活力面に配慮し、平日の月曜日から金曜日の児童会開室日に、1か月2,000円相当の実費負担をいただき、おやつを提供します。土曜日に児童会を利用される方については、各家庭からおやつをお持ちください。

なお、公設公営児童会と公設民営児童会で、おやつの提供と費用徴収の方法が異なります。

(1) 公設公営児童会におけるおやつの提供

①内容

おやつは公設公営全ての児童会で統一の献立です。1日3品程度、200キロカロリー程度で、1か月2,000円相当のおやつを提供します。

また、誕生会や季節感のある特別メニューを1か月に1回の割合で提供します。

②児童会の欠席時の対応

常温で持ち帰り可能なものに限り、当日、持ち帰っていただけます。

③献立表の配布

(i)配布時期

前月の中旬頃に各児童会を経由して配布します。また、市のホームページにも掲載します。

(ii) 献立の種類

「通常献立」と「アレルギー対応献立（特定原材料7品目除外）」の2つがあります。配布される献立表を参照してください。

(iii) 献立表の構成（以下の内容が記載されています）

おやつの内容、カロリー、原材料、特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）の表示、特定原材料に準じるもの20品目（あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）の表示

④アレルギー、疾病等のあるお子様に対する対応

「放課後児童会おやつ申込書」に希望される献立を御記入の上、児童育成課に提出してください。

献立・提供の仕方	内容
アレルギー対応献立 (月額2,000円)	<ul style="list-style-type: none">➤ 特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）が除去された献立です。内容により200キロカロリーに満たない場合もあります。➤ コンタミネーション（同じ製造ラインを使用する等により、原材料のないアレルゲンの意図せぬ混入等）には対応しておりません。
通常献立から、特定原材料等を含むおやつの除去 (月額2,000円)	<ul style="list-style-type: none">➤ 児童会の職員が、通常献立のおやつからあらかじめ申し出ていただいた特定原材料等を含むおやつを一部除去する対応を行います。➤ 一部除去の場合、代替品はありません。なお、原則として家庭から代替品を持ち込むことはできませんので御了承ください。➤ アレルギー等疾病以外の理由での除去対応はできません。
重度のアレルギー、 疾病その他やむを得ない理由により、自宅からおやつを持参 (自己負担なし)	<ul style="list-style-type: none">➤ 重度のアレルギー、疾病等の理由で、市が提供するおやつでは対応が難しいお子様については、自宅からおやつを御持参していただくこととなります。自宅から持参するおやつが要冷蔵の場合、児童育成課又は各児童会に御相談ください。➤ 麦茶は提供させていただきます。

⑤おやつに関する届け出について

おやつの申込み、放課後児童会おやつ提供届（停止、再開、変更）に関する手続きは、以下の表のとおりです。所定の期日を過ぎますと、希望された月におやつの提供が出来ず御自宅から持参いただく、または児童会の御利用がなくともおやつ代を御負担いただく場合があります。

例：アレルギーメニューから通常メニューへの変更等

内容	提出書類等	提出期限等
おやつの申込み	放課後児童会おやつ申込書	前月の12日まで
おやつの停止・再開・変更	放課後児童会おやつ提供届（停止・再開・変更）	前月の12日まで

※提出期限が市役所閉庁日の場合は前開庁日まで

※退会に係る放課後児童会おやつ提供届の提出は不要です。

（2）公設民営児童会（つだぬま、藤崎、大久保東、秋津、東習志野、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、屋敷、向山）におけるおやつの提供

公設民営児童会においても、各事業者が月額2,000円を徴収し、公設公営児童会と同等程度のおやつを提供しています。詳細は在籍児童会の職員にお問い合わせください。

2. おやつ代の免除について

生活保護受給世帯又は当該年度の市民税非課税世帯の利用者の方を対象におやつ代を免除します。

（1）公設公営児童会

①生活保護受給世帯の方

おやつの申込み手続きと併せて「放課後児童会おやつ免除申請書」と、「生活保護受給証明書」（生活相談課に申請）を児童育成課に提出してください。

②住民税非課税世帯の方

毎年6月に市民税・県民税の課税額が決定いたしますので、「放課後児童会おやつ代免除申請書」と、市民税の課税額を証明する書類（令和4年度 市民税・県民税税額決定通知書等）を児童育成課に提出してください。詳細は毎年6月頃に、全ての児童会利用者に通知いたします。

（2）公設民営児童会

児童育成課に提出された「放課後児童会育成料減免申請」に基づいて、該当の方については市から委託事業者に連絡いたします。